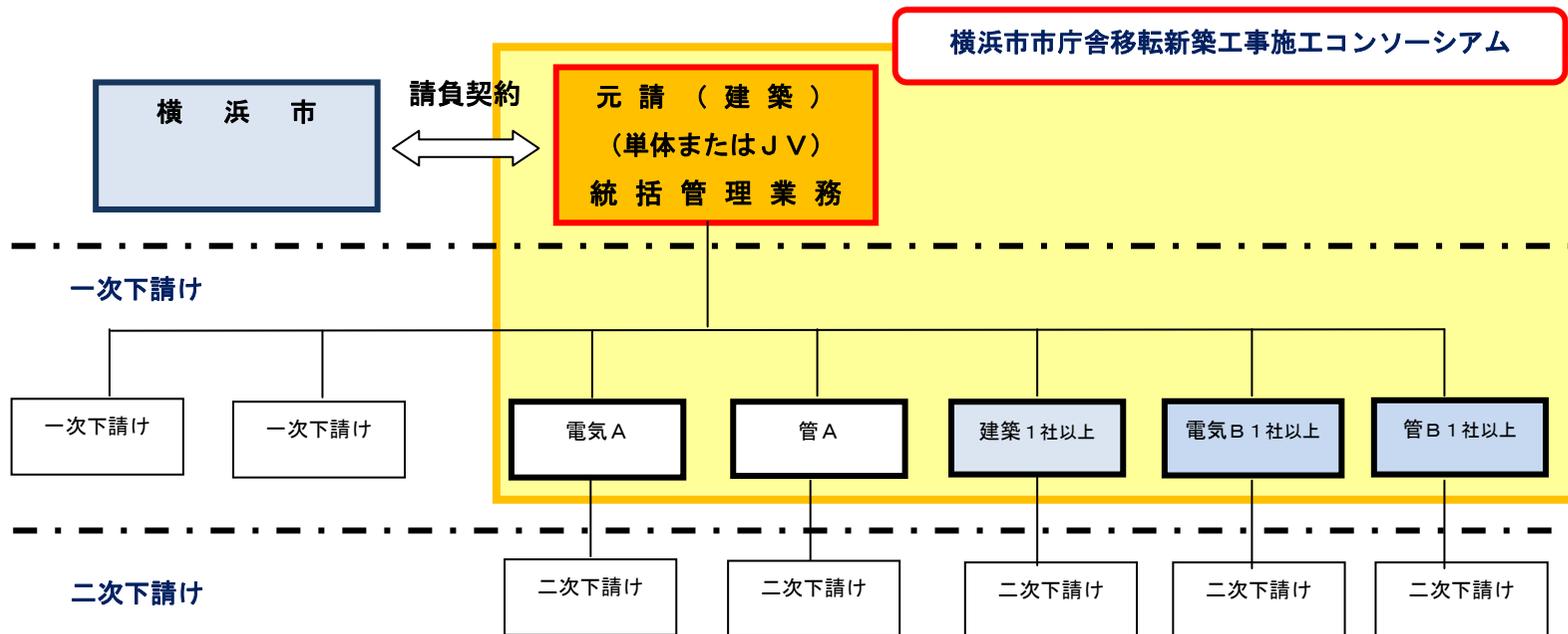


本施設以外への接続における想定される工事

各接続部分は、消防法上の別棟として計画することを想定しているが、設計段階において関係機関と協議のうえ決定する。参考として、接続に伴い想定される工事を次に示す。

設備名		本施設以外の施設		
		横浜アイランドタワー	馬車道公共駐車場	みなとみらい線馬車道駅
防災設備	防火区画の形成	二重の防火区画の形成 ※本施設と接続先の双方に煙感知器の作動と連動して閉鎖し、遮煙性能を有する特定防火設備の設置による二重の防火区画の形成、感知器などの必要設備の設置及びそれらに伴う本施設以外の施設の受信機の改修、諸官庁申請、届出及び検査受検		
	自動火災報知設備	火災情報（火災代表信号）の送受信 ※本施設受信機から、接続先受信機へ個別及び火災代表信号の送信 ※接続先受信機から、本施設受信機へ個別及び火災代表信号の受信 ※上記に係る本施設側工事一式、接続先施設内の配管、配線工事、接続先受信機の改修工事、試運転調整、諸官庁届出及び検査受検		
	非常放送設備	火災情報を受け、本施設の非常放送設備から接続部分へ非常放送を行うこと。		
	誘導灯設備	接続先側から本施設側へ避難誘導する誘導灯の設置 ※上記誘導灯の設置に伴い、接続先建物内の誘導灯の追加、変更が必要な場合の工事一式、諸官庁届出及び諸官庁検査受検		
	非常照明設備	非常照明の増設 ※接続に伴い、接続先側で非常照明の包含不足が発生する場合の、接続先建物内の非常照明の増設工事、諸官庁届出及び諸官庁検査受検		
	排煙設備	接続部分に排煙設備を設置すること。		
	消火設備	消火設備の増設 ※接続に伴い、接続先側で消火設備の包含不足が発生する場合の、接続先建物内の消火設備の増設工事、諸官庁届出及び諸官庁検査受検 接続部分にスプリンクラー設備を設置すること。		
駐車管制設備	防火区画形成のための制御（※イ） 案内看板の移設、変更（※ロ） ※イ 防火区画を形成する防火シャッターが作動した際に、シャッター直下に車両が停車することのないような誘導設備、サインなどを設置すること。 ※ロ 接続に伴う、案内看板の移設、変更工事一式	防火区画形成のための制御（※イ） 入場ゲートの移設（※ロ） ※イ 防火区画を形成する防火シャッターが作動した際に、シャッター直下に車両が停車することのないような誘導設備、サインなどを設置すること。 ※ロ 馬車道公共駐車場内の入場ゲートの移設工事一式、移設に伴う、案内看板などの移設	—	
監視カメラ設備	接続部分を常時監視可能な監視カメラを設置すること。			
仮設工事 改修工事	上記工事に伴い、接続先の機能を一時的に損なう場合は、仮設設備を構築し機能を維持し続けること。 上記工事に伴い、移設、変更が必要となった設備の改修工事一式			

施工コンソーシアムの構築について



契約締結後に落札者が選定する一次下請会社のうち、A工事の中核を担う一次下請会社（専門施工会社）から構成される体制を「横浜市市庁舎移転新築工事施工コンソーシアム（以下「施工コンソーシアム」という。）」と位置付け、落札者とともに施工者として連名で表示すること。また、入札参加資格のうち設計実績について、設計コンサル会社の実績を用いる場合は、落札者と設計コンサル会社による設計コンソーシアムも施工コンソーシアムに含まれることとする。

1. 施工コンソーシアムの組成に当たっては、施工コンソーシアム組成計画書を作成して市監督員に提出し、その組成は本体工事着工までに完了して結果を市監督員に報告すること。

(1) 施工コンソーシアム組成計画書の記載事項

- ・ 施工体制構築方針
- ・ 施工コンソーシアム体制図
- ・ 一次下請会社の工事内容
- ・ 見積条件及び選定方法
- ・ 社会保険等加入徹底に関する取組み

(2) 報告事項

- ・ 選定結果及び施工体制台帳（契約書写し添付）

2. 一次下請会社（専門施工会社）は次に示す経営事項審査の点数（以下「経審点」という。）以上の会社を選定すること。

(1) 建築工事の一次下請会社

- ア 経審点：900点以上の会社を1社以上
（元請4社以上JVの場合は不要）

(2) 電気工事の一次下請会社

- ア 経審点：1250点以上の会社（電気A）
- イ 経審点：850点以上の会社を1社以上（電気B）
- ウ アとイを各々に選定する他に、アとイの会社による共同企業体（1次下請け）も可とする。

(3) 管工事の一次下請会社

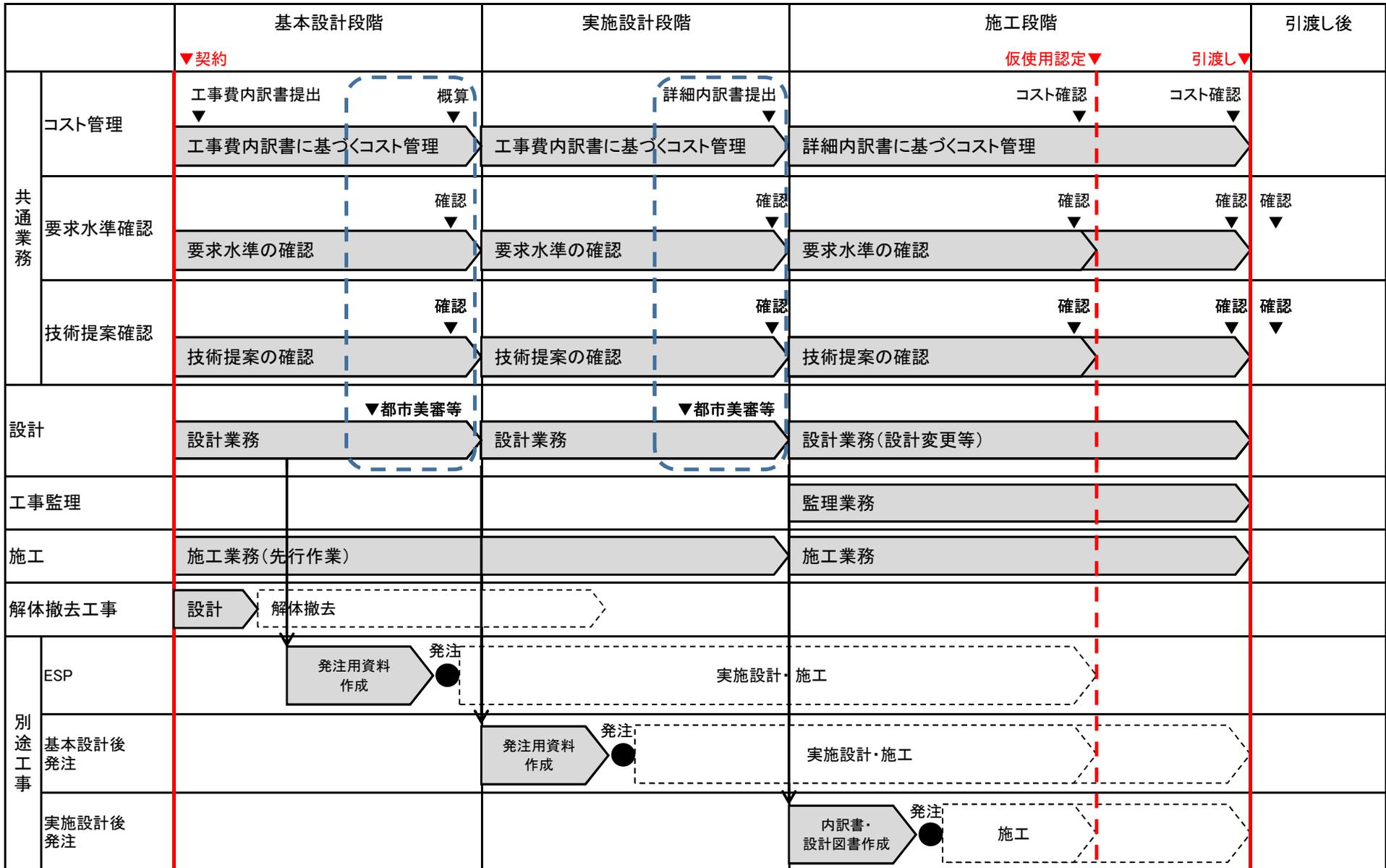
- ア 経審点：1250点以上の会社（管A）

イ 経審点：850点以上の会社を1社以上（管B）
ウ アとイを各々に選定する他に、アとイの会社による共同企業体（1次下請け）も可とする。

※1：元請会社及び設計コンサル会社に求める条件については入札説明書を参照のこと。

3. 技術提案において求める施工体制について

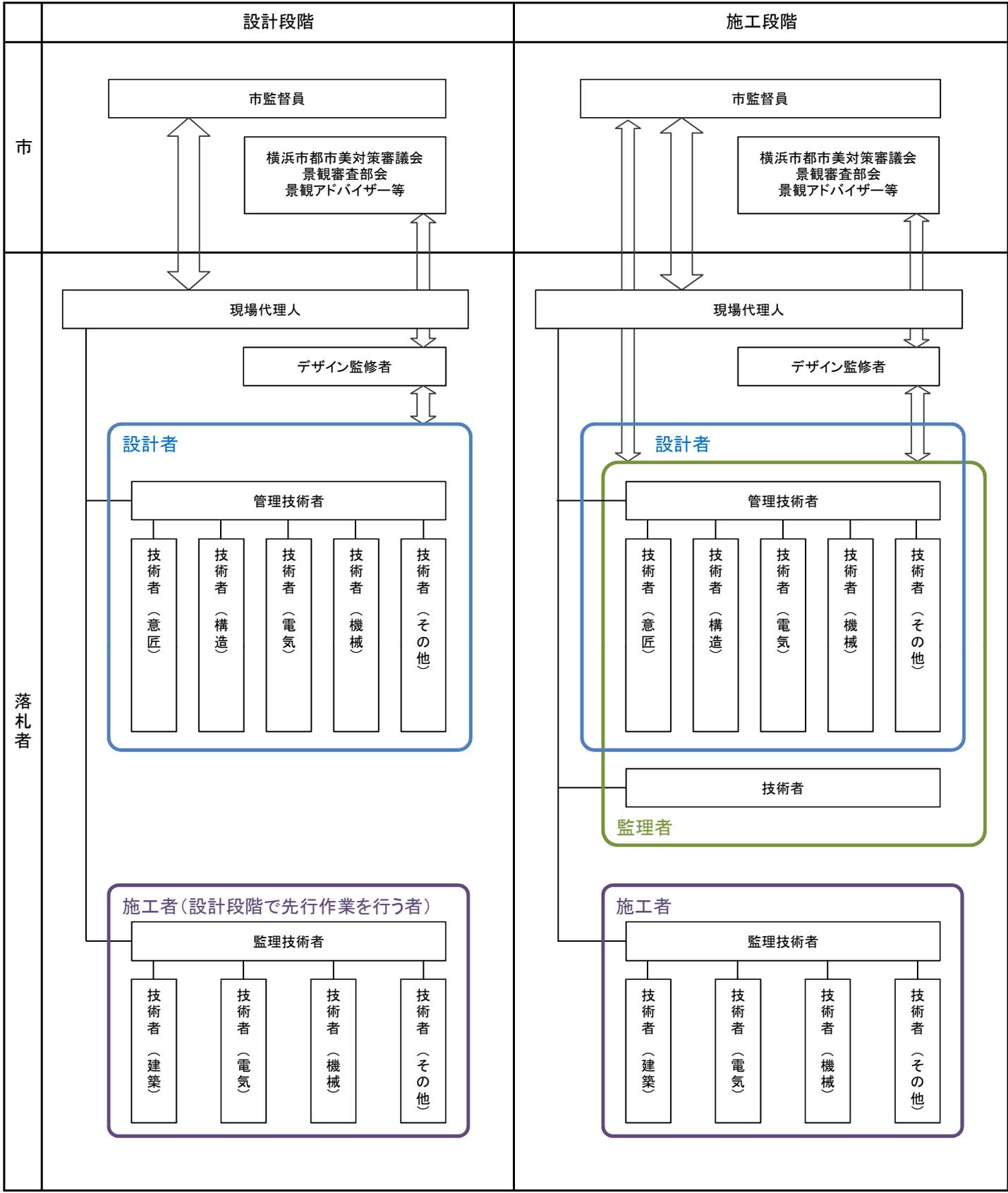
設計・施工のプロセス、体制と地域経済・文化への貢献を求めているが、施工コンソーシアムに含める一次下請の計画については、工種及び工種ごとの想定会社数、主たる営業所の所在地（市名まで）を記載し、具体的な会社名を記載する必要はない。



基本設計から実施設計への移行時及び実施設計から新築工事への移行時に次の確認を行うこと

- ①要求水準・技術提案の確認及びコストの確認に先立ち都市美審等にかけてデザインの方針を決定
- ②要求水準・技術提案の確認、設計内容の確認、コストの確認
- ③市内部の承諾(2週間程度必要)





設計体制

■ デザイン監修者について

- ・ デザイン監修者は、横浜市都市美対策審議会景観審査部会及び都市景観アドバイザーなどからの意見や「横浜市新市庁舎デザインコンセプトブック」を参考にし、設計への反映を行うなど、より良い施設の具現化に向け、多様な意見の調整を行うこと。デザイン監修者は設計者とは兼務できないこととする。
- ・ 設計者は、都市景観アドバイザーとデザイン監修者との調整に協力し、調整結果を設計に反映させること。都市景観協議については、基本設計終了時までには、都市美対策審議会景観審査部会の意見を聴き、積極的に魅力ある都市景観の創造に努めること。
- ・ デザイン監修者の所属する会社については特に定めない。（図①②参照）

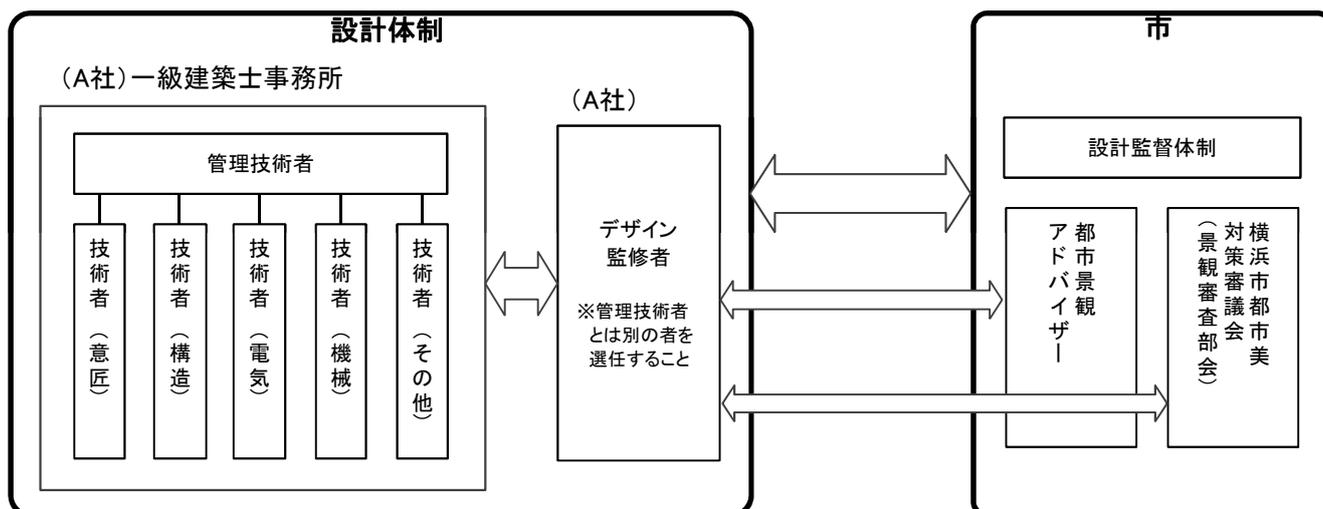
■ 設計・施工体制等に関する提案（技術提案）について

【記入方法及び提案の要点】

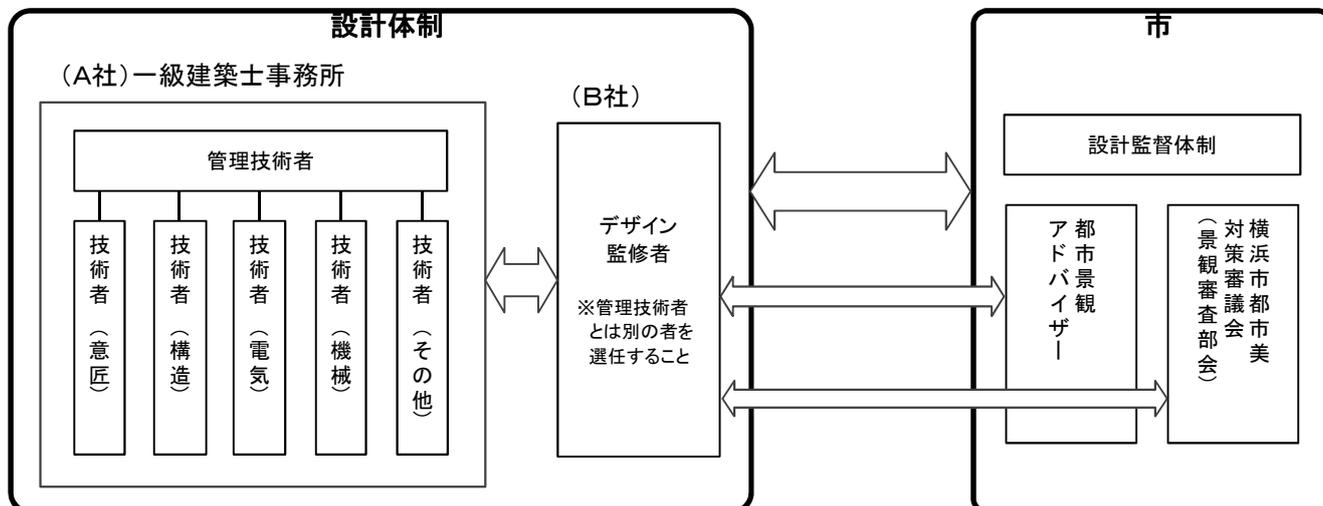
設計・施工体制に関する提案については、各段階における専門性の高い人材の配置や役割に関して明確に示すこと。設計体制については、横浜市が指定する都市景観アドバイザーとの協議を行う「デザイン監修者」の氏名及び所属法人のついて記載した体制表を示すこと。

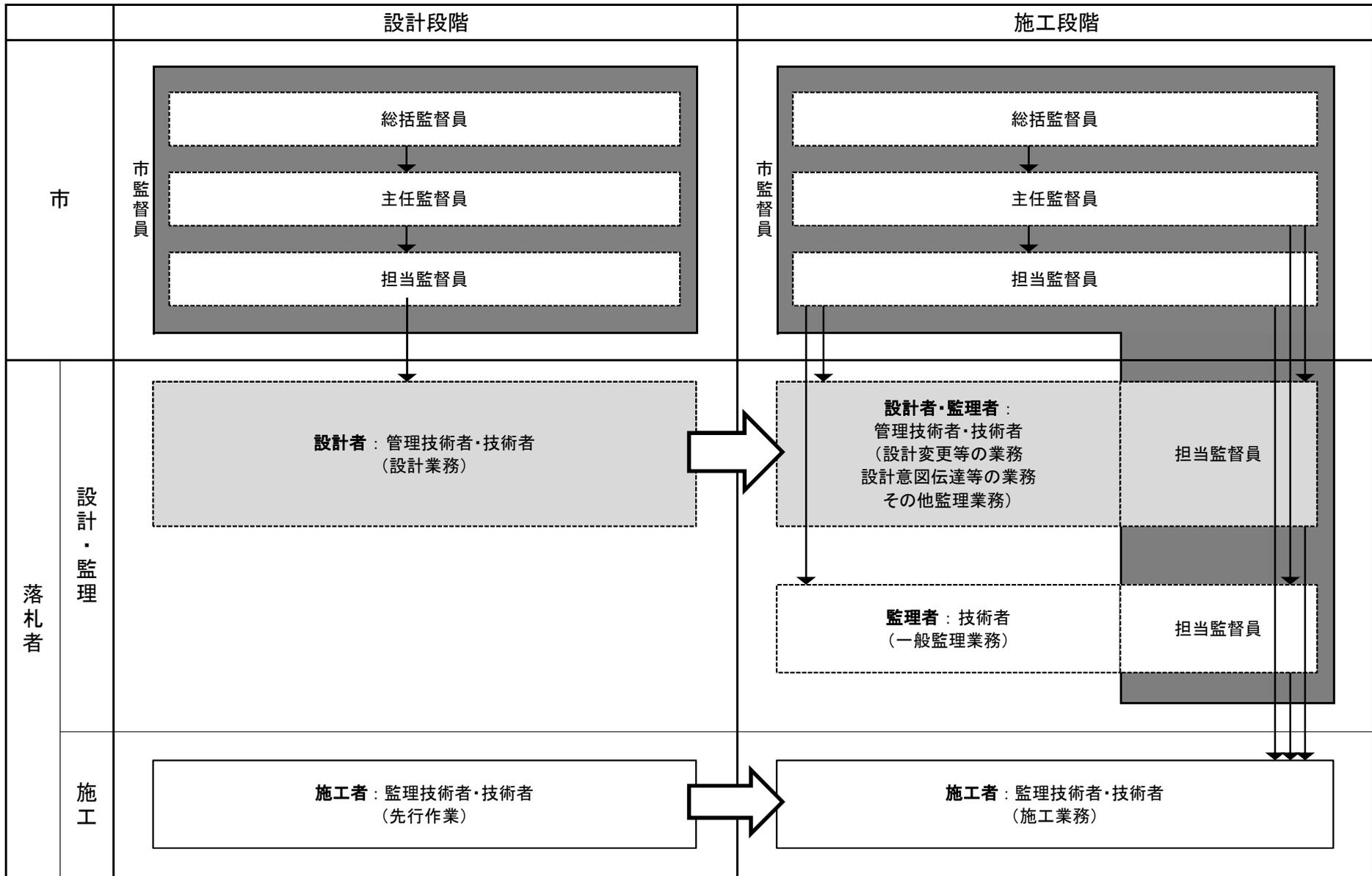
景観協議の進め方や設計業務計画等に関する具体的な提案を求める。

図① 設計とデザイン監修を同一の会社が行う場合



図② 設計とデザイン監修を別の会社が行う場合





■ 監督員体制

設計成果物の内容

成果物の内容・仕様・部数等							
(1)基本設計							
基本設計報告書				部数			
■ 基本設計報告書(建築、昇降機設備等) ・案内・配置図 ・各階平面図 ・構造計画概要書 ・計画説明図 ・仕様概要表 ・立面図 ・基本構造計画案 ・関係法令検討図 ・仕上表 ・断面図 ・構造計算書 ・各種打合せ記録 ・面積・求積図表 ・主要部詳細図 ・工事費概算書(別途工事を含む)				基本設計報告書 A3判見開き二つ折り製本(A4判製本) (必要に応じ作成する別冊を含む) 提出時期:平成28年10月31日	35		
■ 基本設計報告書(電気設備等) ・案内図・配置図 ・設備計画図 ・各種技術資料 ・設備計画概要書 ・方式比較検討書 ・各種打合せ記録 ・設備仕様概要表 ・工事費概算書(別途工事を含む)				電子データを保存したCD-R又はDVD	3		
■ 基本設計報告書(空調設備、衛生設備、ESP設備等) ・案内図・配置図 ・設備計画図 ・各種技術資料 ・設備計画概要書 ・方式比較検討書 ・各種打合せ記録 ・設備仕様概要表 ・工事費概算書(別途工事を含む)							
(2)実施設計 ※電子データの提出方法の詳細は「設計委託での成果図書の電子納品について」によります ※提出形態、部数、提出時期についての詳細は監督員と協議して下さい							
図面、特記仕様書等							
実施設計図書				まとめ 単位	部数	提出時期 (予定)	
■ 建築総合設計図(別途工事を含む) ・図面リスト ・立面図・断面図 ・建具キープラン ・仮設計画図(参考図) ・特記仕様書 ・矩計図 ・建具表 ・日影図 ・案内図・配置図 ・階段詳細図 ・サイン計画図 ・その他必要な図面 ・工事概要 ・平面詳細図 ・雑詳細図 ・工事区分表 ・各階床伏図 ・ディテールシート ・面積表・求積図表 ・各階天井伏図 ・外構平面図・詳細図 ・仕上表 ・展開図 ・屋外排水平面図・詳細図 ・各階平面図 ・各階部分詳細図 ・屋外排水縦断面図				【契約書用】 紐綴じ A1判左綴じA4折り	別途工事 契約毎	2	別途指示
				製本(A3判以外に必要な場合) サイズ、まとめ単位、表紙・背表紙文字 入れは各監督員の指示による	本体工事 各所接続工事 工種別	35	別途指示
				電子データ CD-R又はDVD ・落札者が使用したCAD ・SXF(P21)又はDXF ・PDF	本体工事 各所接続工事 工種別	10	別途指示
					別途工事 契約毎	3	別途指示
■ 昇降機設備設計図(別途工事を含む) ・案内図・配置図 ・特記仕様書 ・立面図 ・詳細図 ・工事区分表 ・各階平面図 ・断面図 ・その他必要な図面							
■ 建築構造設計図 ・構造設計標準仕様書 ・鉄骨架構詳細図 ・各部断面図 ・RC造配筋標準図 ・各リスト・標準詳細図 ・各部詳細図 ・RC造架構詳細図 ・各種伏図 ・その他必要な図面 ・鉄骨構造標準図 ・軸組図				実施設計報告書 A3判見開き二つ折り製本 (A4判製本) (必要に応じ作成する別冊を 含む)	適宜	35	別途指示
■ 電気設備設計図(別途工事を含む) ・図面リスト ・工事区分表 ・弱電設備平面図 ・その他必要な図面 ・特記仕様書 ・面積表 ・分電盤結線図 ・工事概要 ・系統図 ・器具リスト ・凡例 ・動力設備平面図 ・器具姿図 ・案内図・配置図 ・電灯設備平面図 ・詳細図							
■ 機械設備設計図(空調・衛生設備等、別途工事を含む) ・図面リスト ・工事区分表 ・屋外設備図 ・特記仕様書 ・面積表 ・詳細図 ・工事概要 ・系統図 ・機器表・器具表 ・凡例 ・空調設備平面図 ・その他必要な図面 ・案内図・配置図 ・衛生設備平面図							
■ 解体撤去図 ・図面リスト ・案内図・配置図 ・解体範囲図 ・その他必要な図面 ・特記仕様書 ・現況図 ・仮設計画図							

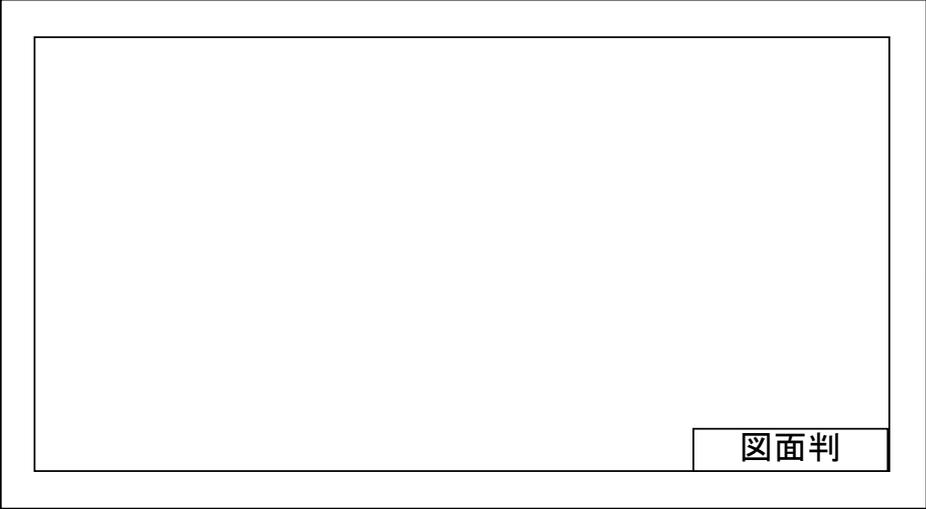
設計成果物の内容

■ 設計書、計算書、業務記録その他		まとめ 範囲	部 数	提出時期 (予定)
成果図書				
■ 積算関係(別途工事分)				
・ 営繕積算システム(RIBC)により作成された内訳書		別途工事 契約毎	1	別途指示
・ 数量調書		別途工事 契約毎	1	別途指示
・ 積算根拠資料(建築工事積算マニュアルによる各種算定シート、その他積算の根拠となる資料)		別途工事 契約毎	1	別途指示
・ 見積関係資料(見積比較表、見積書、参考刊行物・カタログ・パンフレットの写し等)		別途工事 契約毎	1	別途指示
■ 計算書、業務記録その他				
構造計算書			1	別途指示
・ 原則、A4判縦長用紙に横書きとし、通しページ番号をふる。 ただし、電算出力帳票等はこの限りにあらず。				
・ 設備設計計算書			1	別途指示
・ 横浜市技術審査会議への提出資料			1	別途指示
・ 横浜市公共建築物耐震工法検討委員会等の第三者評価機関への提出資料			1	別途指示
・ 透視図(仕様:各カットA3額入り)	外観5カット程度及び電子データ(CD-R又はDVD)		1	別途指示
	内観5カット程度及び電子データ(CD-R又はDVD)		1	別途指示
・ 模型(仕様:S=1/200、アクリルケース付、A0程度)			1	別途指示
・ 設計打合せ議事録(「打合せ簿」及び独自に作成した議事録等)			1	別途指示
・ 関係官公庁、関係機関との協議記録			1	別途指示
・ 設計説明資料			1	別途指示
■ 関係法令認可書、許可書等				
成果図書				
・ 関係法令チェック表			1	別途指示
・ 建築基準法に基づく計画通知	正本、副本、控、電子データ(CD-R又はDVD)		1	別途指示
・ 建築基準法・都市計画法等に基づく各種許可	正本、副本、控、電子データ(CD-R又はDVD)		1	別途指示
・ 消防法及び火災予防条例に基づく申請	正本、副本、控、電子データ(CD-R又はDVD)		1	別途指示
・ 各種法令に基づく申請	正本、副本、控、電子データ(CD-R又はDVD)		1	別途指示
■ その他成果図書				
成果図書				
■ 成果品のチェック				
■ 成果物納品チェックリスト(図面)(内訳書)(電子データ)(建築)			1	別途指示
■ 成果物納品チェックリスト(図面)(内訳書)(電子データ)(電気設備)			1	別途指示
■ 成果物納品チェックリスト(図面)(内訳書)(電子データ)(機械設備)			1	別途指示

設計成果物の内容

成果図面(設計原図)の仕様

- 1 用紙 原則として厚手のA1判トレーシングペーパーとする。
- 2 寸法・単位 寸法はメートル法とし、単位はmmとする。
- 3 縮尺 設計内容を十分表現できる縮尺とし、特別の場合を除き基本的に次の中から選択する。
1/500、1/200、1/100、1/50、1/20、1/10、1/5
- 4 仕様書 工事に関する特記仕様書は、設計図に含む。
- 5 図面判その他 図面判の位置、書式は下図による。



図面判

横浜市建築局														工事名			
年月日		縮尺		設 計 者		図面名称											
設 計 者						建築番号		棟番号	完 成 年 度	図 面 種 類	図面枚数		図面番号				

工事監理業務計画書記載事項

工事監理業務計画書に記載する事項は次のとおりとする。

(1) 一般事項について

- 業務方針
- 業務体制
- 工事監理業務計画書の適用範囲
- 工事監理業務計画書の適用法令
- 工事監理業務計画書の適用基準類
- 重点監理項目

(2) 工事概要について

- 工事名称
- 工事場所
- 工期
- 設計者
- 工事発注者名
- 監督員名
- 管理技術者名
- 施工者名
- 建物規模（構造・階数）
- 工事内容（概要）

(3) 監理要領について

- 監理業務内容
- 工事連絡指示の経路
- 各種会議体の開催日時、場所、出席者、形態
- 着工、施工、完了時の要点

(4) 書類作成、提出について

- 書類作成、提出要領
- 施工計画書、施工図、製作図の作成、提出要領
- 設計変更について（指示書作成要領、変更設計図書作成要領）
- 工事監理報告書、工事月報の作成要領

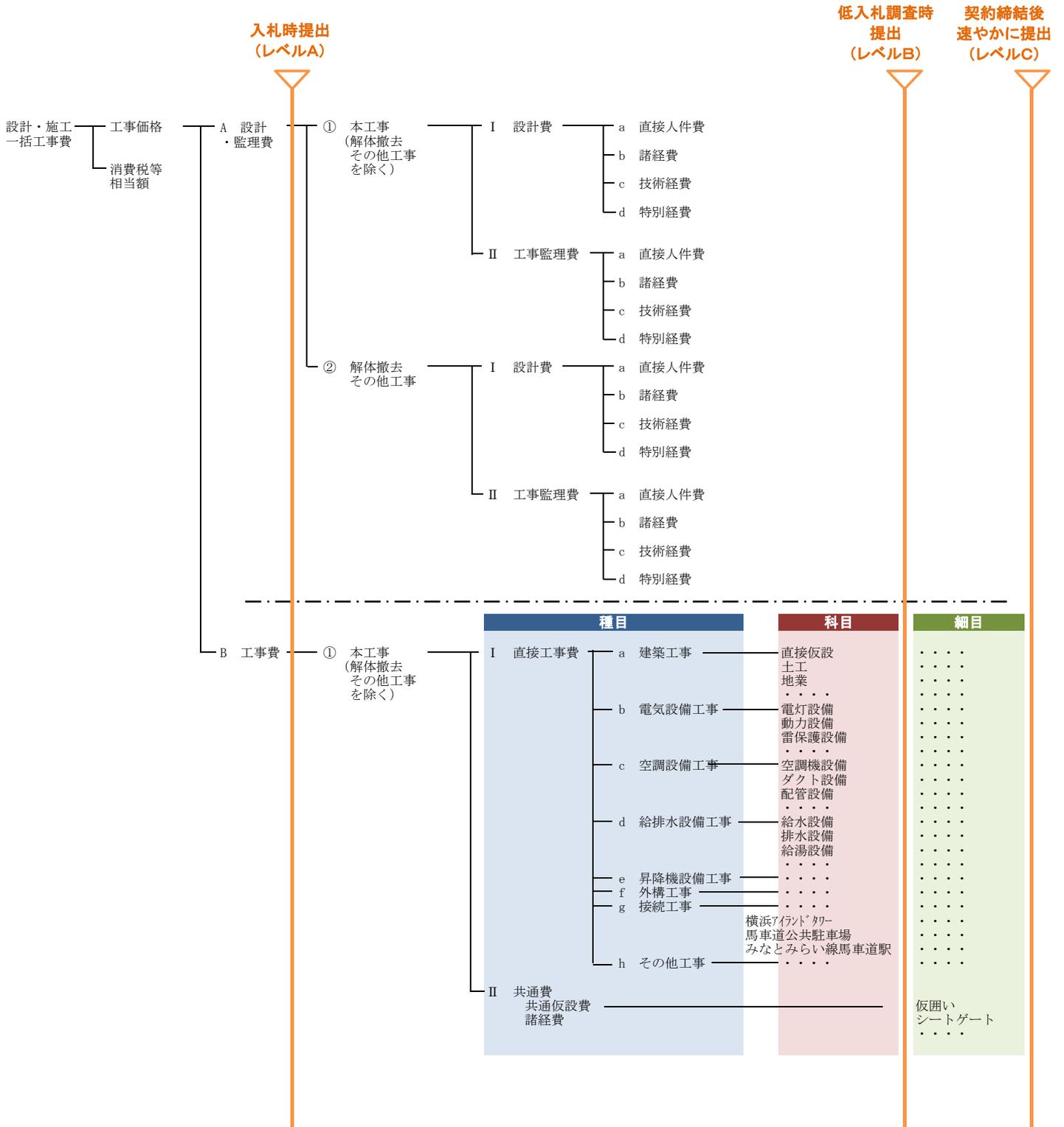
(5) 施工中における各検査項目について

- 立ち会い検査項目（完了時の自主検査を含む）
- 製品及び材料検査項目

(6) その他

- 監理事務所の什器、備品、書籍等について
- 工事監理業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法
業務の目的、本計画書の適用範囲・適法法令・適用基準類及び本計画書に内容変更の必要が生じた場合の処置方法を把握したうえで、その内容を変更する。

工事費内訳書の構成



※落札者は、屋根付き広場部分の工事費について契約締結後速やかに本体工事費と区分けた「屋根付き広場部分工事費内訳書」を作成すること。
区分けの詳細については、仮契約時に市が落札予定者に対し指示する。